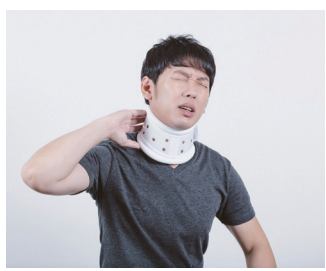


第三者行為によるケガ・病気は届出が必要

第三者行為（交通事故など本人以外の第三者（加害者）の行為）によってケガや病気をし、国保で治療を受ける場合、医療機関の窓口申し出るとともに、市民課保険係への届出が義務付けられています。



第三者行為でケガなどをした場合も国保で治療を受けられますが、国保が負担した治療費を第三者へ請求することになりますので、すみやかに届出を行ってください。

ただし、第三者から治療費を受け取っている場合、国保で治療を受けることができません。また、示談が成立している場合、第三者に対して請求することができませんので、示談をする前に市民課保険係へご相談ください。

手続き ※国保加入者の代わりに保険会社が市役所への届出を代行することもできます。

交通事故の場合はすみやかに警察に届出し、「交通事故証明書」の交付申請を行ってください。



市民課保険係へ届出を行ってください。届出の際は、事故発生日時や詳しい事故状況などをお聞きしますので、確認のうえご来庁ください。
※届出様式は保険係窓口や宿毛市ホームページに掲載



持参物

- 保険証 ● 認め印 ● 交通事故証明書（交通事故の場合） ● 自賠責保険や任意保険の加入先がわかるもの

第三者行為によるケガ・病気とは

- 交通事故 ● スポーツ中の事故 ● 暴力、けんか
- 飲食店などでの食中毒 ● 他人のペットに噛まれた など



※相手のいない自損事故で医療機関を受診する場合も届出が必要です。

※第三者行為が疑われる診療は、宿毛市から文書や電話で問い合わせを行う場合があります。ご協力をお願いします。

問 市民課 ☎ 63-1112

すくもいきいきサロン

「すくもいきいきサロン」は、コロナ禍で運動の機会が減るなか、高齢者を中心とした市民の健康増進と、いこいの場を目的とした健康サロンです。令和3年5月にオープンし、8月末現在で、約270名に登録していただいています。ぜひご利用ください。



利用日時 火～土曜日（日・月休） 10時～12時、13時～18時 ※男性デー、女性デーは廃止しました。

場所 サニーマートFC サングリーククリハラ敷地内 旧スポーツ施設（長田町2番2号）

利用料 ●市内在住の65歳以上の方 無料 ●64歳以下または市外在住の方 200円

※初回ご利用時には会員登録のため、身分証明書（免許証、保険証等）をご持参ください。

持参物 ●屋内シューズ ●飲み物 ●タオル など ※感染対策のためマスク等の着用をお願いします。

体力測定や健康相談など（12月末まで）

大井田病院の理学療法士、コミュニティナースが月2回土曜日の午前中に体力測定や健康相談など行っています。 ※新型コロナウイルス感染状況によっては、実施を見合わせ場合があります。

利用者の声

- コロナで家にいることが多くなったが、体を動かすところできて嬉しい
- 気持ちいい汗をかける

問 すくもいきいきサロン ☎ 080-4039-0488